

「写し」

閣郵委第20号の2

平成18年7月5日

総務大臣

竹中 平蔵 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅

郵政民営化法第107条第1号等に基づく政令案及び同法第110条  
第1項第4号口等に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成18年5月17日付け金総第966号・総郵貯第109号をもって意見を  
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第107条第1号等に基づく政令及び同法第110条第1項第4  
号口等に基づく内閣府令・総務省令については、平成18年5月17日に開催さ  
れた郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案及び制定することが適  
当である。

「写し」

閣郵委第20号の1  
平成18年7月5日

金融庁長官  
五味 廣文 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅

郵政民営化法第107条第1号等に基づく政令案及び同法第110条  
第1項第4号口等に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成18年5月17日付け金総第966号・総郵貯第109号をもって意見を  
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第107条第1号等に基づく政令及び同法第110条第1項第4  
号口等に基づく内閣府令・総務省令については、平成18年5月17日に開催さ  
れた郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案及び制定することが適  
当である。

「写し」

閣郵委第19号  
平成18年7月5日

総務大臣  
竹中 平蔵 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅

郵便局株式会社法第5条に基づく総務省令案について（意見）

平成18年5月17日付け総郵企第64号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵便局株式会社法第5条に基づく総務省令については、平成18年5月17日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり制定することが適当である。

## 民営化当初における業務範囲等を規律する政省令について

郵政民営化法第 8 章及び第 9 章の規定に基づき、民営化当初（平成 19 年 10 月 1 日）における郵便貯金銀行・郵便保険会社の預入限度額・加入限度額、業務範囲等を、現在の日本郵政公社と同様のものと定めるもの。

主な規定事項

郵便貯金銀行が受け入れる預金等の預入限度額、郵便保険会社が引き受ける保険の加入限度額( 郵政民営化法第 107 条、第 137 条)

1,000 万円  
( 現行の公社と同様 )

郵便貯金銀行・郵便保険会社が、内閣総理大臣・総務大臣の認可を受けることなく行うことができる業務の範囲( 郵政民営化法第 110 条、第 138 条)

現行の公社の業務範囲と同様

郵便貯金銀行・郵便保険会社が、内閣総理大臣・総務大臣の認可を受けることなく保有することができる子会社の範囲( 郵政民営化法第 111 条、第 139 条)

郵便貯金銀行・郵便保険会社のために従属業務等を営む会社

その他

## 郵便局の設置基準に関する省令について

郵便局株式会社法第5条（総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない）の規定に基づき、郵便局の設置に関する基準を定めるもの。

### 規定事項

- 1 過疎地については、法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として、

地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること、  
いずれの市町村についても一以上の郵便局が設置されていること、  
交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること、  
の基準により設置するものと規定。

- 2 過疎地の定義として、過疎地域、離島地域（沖縄の離島、奄美諸島、小笠原諸島を含む）、半島地域、山村地域を対象とすることを規定。

- 3 過疎地以外の地域については、都市部も含め、上記1の～の基準により設置するものと規定。

いずれも法案の国会審議の際の答弁を忠実に条文化したもの